○総務省告示第二百七十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、同法第二十四条の十二第二項において準用する同法第二十四条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

なお、平成十九年総務省告示第五十八号（登録外国点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

1　表面

登録外国点検事業者検査職員証明書　第　号

この証明書を携帯する職員は、電波法第24条の12第２項において準用する同法第24条の８第１項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所　属
氏　名
交　付　年　月　日

有効期限　年　月　日

総　務　省　印

2　裏面

CERTIFICATE

Mr/Ms.

Inspector of Registered Private Foreign Examination's Agent

Ministry of Internal Affairs and Communications
JAPAN

備考　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

○総務省告示第二百八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表

改正後		
無線設備の機器	点検の項目	
一　送信設備及び受信設備の機器	(1)　超短波帯の無線設備の機器	［略］
		3　送信装置の作動状態の確認
		ア　周波数及び空中線電力の偏差の良否（任意の一周波数）
		イ　免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否（任意の一周波数）
		［略］
	(2)　中短波帯の無線設備の機器並びに中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	［略］
		3　送信装置の作動状態の確認
		ア　周波数及び空中線電力の偏差の良否（中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数）
		イ　免許記録に記録された通信の相手方との通信の良否（中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数）
		［略］

別表

改正前		
無線設備の機器	点検の項目	
一　［同上］	(1)　［同上］	［同上］
		3　［同上］
		ア　［同上］
		イ　免許状に記載された通信の相手方との通信の良否（任意の一周波数）
		［同上］
	(2)　［同上］	［同上］
		3　［同上］
		ア　［同上］
		イ　免許状に記載された通信の相手方との通信の良否（中短波帯及び短波帯について、それぞれ任意の一周波数）
		［同上］